

3. 通所型サービス（独自）サービスコード表

【国基準通所サービス（国基準相当通所型サービス）】

基本部分		
イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者、要支援1 （1月につき 1,655単位）	
	要支援2 （1月につき 3,393単位）	
ロ 生活機能向上グループ活動加算 （1月につき 100単位を加算）		
ハ 生活機能向上 連携加算	(1) 生活機能向上連携加算1	（1月につき 200単位を加算）
	(2) 生活機能向上連携加算2	運動器機能向上加算を算定している場合 （1月につき 100単位を加算）
ニ 運動器機能向上加算 （1月につき 225単位を加算）		
ホ 栄養改善加算 （1月につき 150単位を加算）		
ヘ 栄養スクリーニング加算 （1回につき 5単位を加算）※6月に1回を限度		
ト 口腔機能向上加算 （1月につき 150単位を加算）		
チ 選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善 （1月につき 480単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算）
		栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算）
	(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上及び栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 700単位を加算）
リ 事業所評価加算 （1月につき 120単位を加算）		
ヌ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者、要支援1 （1月につき 72単位を加算） 要支援2 （1月につき 144単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者、要支援1 （1月につき 48単位を加算） 要支援2 （1月につき 96単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者、要支援1 （1月につき 24単位を加算） 要支援2 （1月につき 48単位を加算）
ル 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき 所定単位×59/1000を加算）
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき 所定単位×43/1000を加算）
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき 所定単位×23/1000を加算）
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき (3)の90/100を加算）
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき (3)の80/100を加算）
ヲ 介護職員等 特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき 所定単位×12/1000を加算）
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき 所定単位×10/1000を加算）

注 利用者の数が利用定員 を超える場合	又 は	注 看護・介護職員の員数 が基準に満たない場合
×70/100		×70/100

注 若年性認知症利用者 受入加算
1月につき +240単位

注 事業所と同一建物に居 住する者又は同一建物 から利用する者に通所 型サービスを行う場合
-376単位
-752単位

注
所定単位は、イからヌまでにより
算定した単位数の合計

----- サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、
支給限度基準額の対象外の算定項目